



# 神奈川県

## 令和3年度マグカル推進事業補助金（2次募集）

### 募集要項

神奈川県では、「マグカル」（文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す「マグネット・カルチャー」の略）の取組の一環として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉え、本県の文化芸術の魅力を発信し、国内外からより多くの方々を引きつける事業の企画案を募集し、選考の上、補助金を交付します。

#### 補助金額

上限 100 万円(補助率 1/3)

#### 対象事業

次の二つの条件を満たし、神奈川県内で実施する文化芸術活動



1 新しい発想・表現を追求する革新的な内容であるか、又は既存の内容をこの趣旨に基づき再構築した文化芸術活動の事業であること。



2 集客力や話題性があり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会以降もレガシー（社会的遺産）を残せる文化芸術活動の事業であること。

#### 1 補助の対象となる団体

次の要件をすべて満たす団体を対象とします。個人での応募はできません。

要件を満たしていないと県が判断した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1) 団体規約等を有すること。

(2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。

(3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

(4) 対象業務を円滑に実施する能力を有すると認められること。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。

(6) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(7) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

(8) 最近 1 年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること（ただし、地方税法附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例又

は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予の特例を受けている者を除く）。

- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）などでないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にないこと。
- (11) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (12) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

## 2 補助の対象となる事業

- (1) 補助の対象とするのは、文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊・メディア芸術・芸能・伝統・そのほか特定のジャンルにとらわれない芸術活動（複合）等の、県内で実施する（動画配信事業の場合、県内で撮影）新規の事業です。
- (2) 複数の実施場所にまたがる事業（主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能です。ただし、補助対象は県内での実施分のみになります。）や、複数の日程にまたがる事業、同一年度内で複数回に分けて実施する事業も対象となります。
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象となりません。
- (4) 次の二つの条件を満たし、神奈川県内で実施する文化芸術活動の事業を補助対象とします。  
ア 新しい発想・表現を追求する革新的な内容であるか、又は既存の内容をこの趣旨に基づき再構築した文化芸術活動の事業であること。  
イ 集客力や話題性があり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降もレガシー（社会的遺産）を残せる文化芸術活動の事業であること。
- (5) 次のいずれか、又は、複数のコンセプトの実現に向けた事業とします。  
ア 日本文化の再認識と継承・発展  
イ 次世代育成と新たな文化芸術の創造  
ウ 日本文化の世界への発信と国際交流  
エ あらゆる人の参加・交流と地域の活性化  
オ 共生社会の実現（障がい者・高齢者参加等）  
カ 人生100歳時代
- (6) 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が求める内容に応じて感染症の拡大防止を効果的に行う事業であること。

なお、以下の2点を交付申請時に確認します。

※「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」は次のURLから御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisuyousin0525.html>

- ア 新型コロナウイルス感染症対策のために補助申請事業が準拠するガイドライン  
例：会場施設のガイドライン、業界が作成したガイドライン、自ら作成したガイドラインなど（ガイドラインを使用しない場合はその旨を記載）
- イ 感染症拡大防止のために補助申請事業が行う具体的な取組内容  
※事業実施にあたっては、申請時の内容にかかわらず、事業実施時に最新の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が求める内容に応じて感染症の拡大防止を効

果的に行う必要がありますので御注意ください。

(7) 評価項目

申請いただいた事業は、次の評価項目により審査し、補助対象事業を採択します。

評価事項	評価項目	配点
業務遂行能力 (35点)	(1) 主催した公演・展示等の実績は優れているか(様式4)	10点
	(2) 事業全体の業務実施体制は適切か(様式4)	10点
	(3) 事業を周知するための広報は、具体的かつ実現性があり、効果的か(様式2)	10点
	(4) 個人情報保護などコンプライアンスは適切か(様式2)	5点
事業実施手法及び内容 (65点)	(1) 新しい発想・表現を追求する革新的な内容の事業、または、既存の事業内容を当募集の趣旨に基づき再構築した事業として優れているか(様式2)	10点
	(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を捉えて国内外からより多くの方々を引きつけるような集客力や話題性があり、将来にわたってレガシー(社会的遺産)を残すことのできる魅力的なコンテンツとして優れているか(様式2)	15点
	(3) 次のいずれか、又は、複数のコンセプトの実現に向けた事業として優れているか(様式2) ア 日本文化の再認識と継承・発展 イ 次世代育成と新たな文化芸術の創造 ウ 日本文化の世界への発信と国際交流 エ あらゆる人の参加・交流と地域の活性化 オ 共生社会の実現(障がい者・高齢者参加等) カ 人生100歳時代	10点
	(4) 事業実施によるマグカル推進への寄与度は高いか(様式2)	10点
	(5) 適切な業務スケジュールが示されているか(様式2)	10点
	(6) 収支予算書の積算は妥当であるか(様式3) (補助事業遂行において必要最小限の経費となっているか)	10点
	合計	100点

3 補助の対象となる事業の実施期間

補助金交付決定日以降に事業を開始し、令和4年3月31日までに事業を実施するものとします。ただし、やむを得ない事由があり事前着手届を提出した場合は、交付決定前でも補助金の募集開始日以降であれば、事業に着手(準備を開始)することも可能です。その場合でも、事業実施日が補助金の交付決定日以降の事業のみが補助対象となります。

なお、事前着手届は、交付申請時の電子申請に入力して、提出してください。

※配信を行う事業については、事業実施期間内に撮影のみではなく配信まで行う必要がありますので、御注意ください。

4 補助の対象とならない事業

次に該当する事業については、当補助金の対象となりませんので、御注意ください。

- (1) 学校、職能団体、教授所及び教室等が行う発表会、展示会等

(大学院レベルの研究発表で、広く県民を対象とするものを除く。)

- (2) 特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) シンポジウム、講演会、出版に限られる活動
- (4) 国、他の地方自治体又は公益法人から、「5」に示す補助対象経費の2分の1以上の補助金、助成金を受ける事業

## 5 補助の対象となる経費

補助対象事業に要する直接的な経費のうち、次の「6」に示す補助対象外経費を除く経費が補助対象になります。補助対象経費を例示すると、以下のとおりです。

区分	項目	内訳
設営・舞台関係経費	会場費	会場使用料等
	設営費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費等
	舞台費	大道具費、小道具費、衣裳費、照明費、道具運搬費等
出演・音楽関係経費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料等
	音楽費	作曲料、楽器借料、調律料、楽譜製作料等
	文芸費	著作権使用料、演出料、舞台監督料、台本料等
映像制作配信費	配信費	映像制作費、映像編集費、配信費、翻訳費
謝金・旅費・宣伝費	謝金	審査委員謝金、原稿執筆料、会場整理員賃金等
	通信費	案内状発送費等
	宣伝費	広告宣伝費、立看板費等
	印刷費	プログラム印刷費（無料配付する場合）、入場券印刷費、ポスター印刷費等
	旅費	交通費、宿泊費等
	記録費	録画費、録音費等
感染症拡大防止経費	消耗品費	マスク、フェイスシールド、消毒用品等の購入費等 ※パソコンやサーモグラフィの購入費等は対象外
	外注費	消毒作業員代、入場制限監視員代等
	手数料	PCR検査費、衣装洗濯代等

※人件費の算定にあたっては事業実施時点の最低賃金を確認の上、経費を計上してください。

## 6 補助の対象とならない経費

次のようなものは、補助対象外経費となりますので、収支予算書の支出の部には、**補助対象外経費として記入してください。**

- (1) 入場券販売手数料
- (2) 有料頒布する場合のプログラム及び図録等の作成経費（執筆料及び印刷費等をいう。）
- (3) 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の施設の使用料等
- (4) 事業に関連する食糧費
- (5) 団体構成員に支払われる出演料及び手当等のうち、役務等への対価としての必要性が認められないもの
- (6) 団体運営の経常的経費

団体運営の経常的経費（単価 5 万円(税込)以上の物品購入費等を含む。）は、補助対象事業費に要する直接的な経費にはなりませんので、収支予算書には記入しないでください。

(7) その他、市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

(8) 補助事業を遂行する上で必要最小限と認められないもの

例：レンタル等により安価な利用が可能であるにもかかわらず、購入しようとする経費市場価格より著しく高い価格で購入やレンタルをしようとする経費

## 7 補助の額

事業費総額のうち、4～6により算出した補助対象経費総額の3分の1以内とします。

1件あたり100万円を上限とし、予算の範囲内において決定します。

## 8 補助の決定

申請書等に基づき、文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定します。

補助金の交付は原則精算払いとします。ただし、申請時に概算払いを希望した場合は、50万円を限度とした概算払いとすることも可能です。

## 9 補助を受ける場合の条件

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業の20%を超える経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。内容の変更には、事業実施日や事業期間の変更を含みます。

また、事業内容の変更によって経費が減額となった場合、収支予算書（補正予算）を確認し、減額します（概算払の場合で既に支払済の金額との差額を県に返還していただきます。）。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。この場合、補助金の返還については、原則として全額返還する必要があります。

ただし、特段の事情が認められる場合は、補助金額確定の過程で、一部認められることもあります。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。

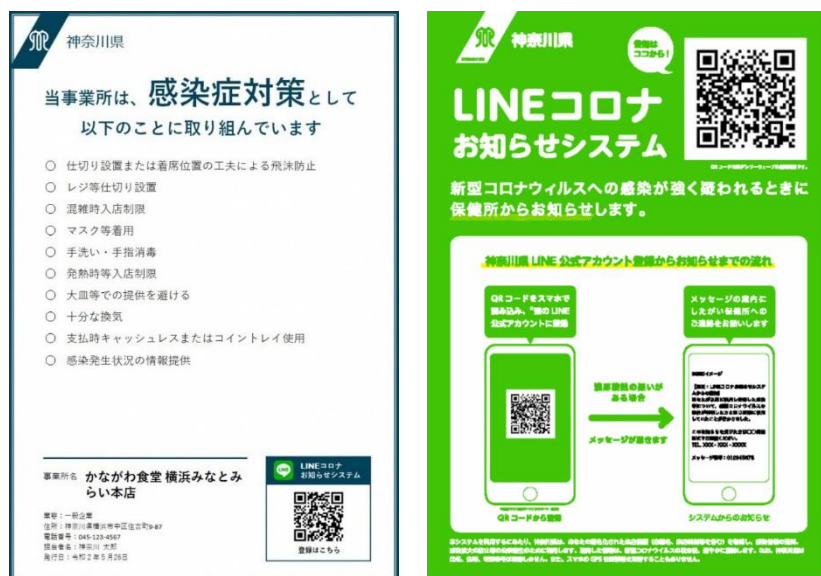
(4) 補助事業の会場において、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に基づき、「感染防止対策取組書」（以下「取組書」という。）を掲示していただきます。

この取組書は、施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を取っているかを一覧で示すことができるものです。取組書を会場に掲示いただくことで、入場者に、事業者の方が行っている感染対策を「見える化」することができます。

また、取組書に印刷された二次元バーコードを入場者がスマートフォンで読み取ることで、万一その会場等で感染者が発生した場合に、入場者に注意喚起できる「LINEコロナお知らせシステム」と連動させることもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>

【参考】左から、取組書の例、LINEコロナお知らせシステムの案内



(5) 補助事業の広報及び実施に当たっては、以下に御協力いただきます。

ア 補助の交付決定を受けた事業は、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ、配信映像等に、**神奈川県マグカル推進事業補助の対象事業である旨を表示**してください。

表示例：「この〇〇は、神奈川県のマグカル推進事業補助金の助成を受けて実施しています」、など、「神奈川県のマグカル推進事業補助金」による成果等である旨を表示してください。

イ 印刷物等の広報に当たっては、特別な事情がない限り、**神奈川文化プログラム※のマークを掲載**してください。

なお、掲載に際しては、原則として3cm×3cm以上（A4版以上のサイズのチラシを作成する場合）の大きさで掲載することとします。



※ 県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、「神奈川文化プログラム」として認証しています。補助の交付決定をした事業は、「神奈川文化プログラム」として認証します。

「神奈川文化プログラム」については、次のURLからホームページを御覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537313/>

ウ 補助の交付決定を受けた事業は、神奈川県文化課ホームページにて**事業名及びその概要、主催者名等を公表**するとともに、県の文化芸術関係ポータルサイトである「**マグカル・ドット・ネット**」をはじめ、**県の広報媒体により広報を行いますので、取材にも御協力ください。**

※ マグカル・ドット・ネットについては、次のURLからホームページを御覧ください。

<http://magcul.net/various/>

(6) 補助の交付決定を受けた事業は、原則、事業内容について観客・参加者にアンケートを実施し、その集計結果を実績報告書に添付してください。

アンケート必須項目：ア 来場者の属性（性別、年代、居住地（県内・県外・国外））

イ この催しをどうやって知ったか。

ウ この催しの満足度（とてもよかった／ふつう／よくなかった等）

エ 「マグカル」を知っているか。

(7) 補助の交付決定を受けた事業は、審査会委員及び県文化課職員による現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

(8) 事業の実施に当たっては、消防法等、関係法令を順守し、参加者の安全の確保等について最大限配慮してください。

参加者への配慮例：怪我等に対応するイベント保険への加入 など

## 10 申請期間・方法

**申請期間：令和3年4月30日（金）から5月21日（金）まで**

e-kanagawa 電子申請にて、次の(1)～(4)までの所定の様式に記入し、(5)～(6)を添えて申請してください。また、郵送や持参による申請は受け付けません。

提出後に変更が生じることがないように内容を十分精査のうえ申請してください。申請内容に変更等が生じた場合は、補助金の全額、または一部を返還していただく場合があります。

必要要件が的確にわかる既存事業があれば、各様式に「別添〇〇のとおり」と記載し、資料(A4判)を添付することも可とします。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 収支予算書（様式3）

(3) 団体調書（様式4）

(4) 役員等氏名一覧表（様式5）

※ 本様式により得た個人情報、団体が、神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団又は同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当しないか、神奈川県警察本部へ照会するために用います。申請の際には、その旨について役員から同意を得てください。

(5) 定款、寄附行為又はこれに類する規約等（任意様式）

(6) その他

審査の参考としますので、過去の類似事業実施時のチラシ、プログラム(新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業が中止になったものも可とする。ただし、実際に中止したことが分かるものを添付してください。)のほか、ネット記事、観客・参加者アンケート集計結果等がありましたら添付してください。

電子申請画面へのリンクは下記のURLに貼付しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f530483/magculhozyokin030430.html>



**注意**申請前に必ず利用者登録を行ってください。

11 令和3年度の補助手続きの流れ

手続き	時期	備考
(1)申請 (e-kanagawa 電子申請)	<u>4月30日(金)</u> <u>～5月21日</u> <u>(金)</u> (厳守)	<u>必ず利用者登録を行ってから申請してください。</u> 郵送や持参による申請は受け付けません。
(2)審査・選考	6月上旬	事業内容、収支予算等について照会することがあります。
(3)交付団体・交付額の決定	6月下旬	選考後、補助対象となった団体には交付決定通知を送付します。なお、補助対象とならなかった団体にも通知を送付します。
(4)補助金の交付	交付決定通知の送付後	申請時に概算払いを希望した場合は、交付決定通知後速やかに、50万円を限度とした概算額を振込払いします。
(*)事業の変更・中止・廃止	随時	補助対象事業の内容又は補助対象経費総額の20%以上を変更する場合、または中止・廃止をする場合は、速やかに書類を提出してください。 補助金の全額、または一部を返還していただく場合があります。
(5)事業の着手及び実施	事業計画書に記載した日	「 <u>9 補助を受ける場合の条件</u> 」を守って事業を実施してください。
(6)実績報告書の提出	事業終了日(事業期間の末日)から30日以内	以下の書類を必ず添付してください。 (1)公演プログラム、新聞記事等実績を証する資料 (2)観客・参加者アンケートの集計結果等 (3)掲示した感染防止対策取組書  なお、申請内容と変更等が生じた場合は、補助金の全額又は一部を返還していただく場合があります。 <u>手続きが適切に行われなかった場合、交付決定を取り消す場合がありますので特に御注意ください。</u>
(7)補助金の交付 ※精算払の場合 (又は概算払の額が補助金の確定額を下回る場合)	補助金の額の確定後	概算払を希望しなかった場合、この段階で補助金を振り込みます。概算払の場合には、精算により交付済の額が補助金の確定額を下回った場合、差額を振り込みます。また精算により交付済の額が補助金の確定額を上回った場合、差額を県に返還していただきます。
(8)消費税仕入控除税額報告書の提出	確定後速やかに	補助金の一部を返還していただく場合がありますので交付要綱第15条に留意してください。 <u>手続きが適切に行われなかった場合、交付決定を取り消す場合があります。</u>



問合せ先（申請は電子申請のみ受け付けます。）

神奈川県国際文化観光局文化課文化プログラムグループ

電 話：（045）285-0220（直通）

メール：[bunka-support.68xe@pref.kanagawa.jp](mailto:bunka-support.68xe@pref.kanagawa.jp)

※御質問等は、メール又は電話にて受け付けます。可能な限りメールによる問合せに御協力ください。